指名停止措置状況（令和５年４月１日以降）

No.	業者名	所在地	期　　間	理　　由
1	三菱電機㈱	東京都千代田区	令和5年5月8日　～　令和5年6月7日　（1ヶ月）	令和5年3月17日付けで、総務省関東総合通信局長から電波法第 24 条の 10 の規定に基づき業務の停止命令及び電波法第 24 条の7第2項の規定に基づき業務の改善命令を受けたため。 〈企業団基準§2-1、別表3-7-⑵-ｴ〉
2	関西電力㈱	大阪府大阪市	令和5年5月8日　～　令和5年6月7日　（1ヶ月）	令和5年4月17日付けで、経済産業省より電気事業法第２条の17第１項に基づく業務改善命令が行われたため。 〈企業団基準§2-1、別表3-7-⑵-ｳ〉
3	関西電力㈱	大阪府大阪市	令和5年8月8日　～　令和5年9月7日　（1ヶ月）	令和5年7月14日付けで、経済産業省より電気事業法第２条の17第１項に基づく業務改善命令が行われたため。 〈企業団基準§2-1、別表3-7-⑵-ｳ〉
4	三愛物産(株)	愛知県名古屋市	令和6年1月12日　～　令和6年7月11日　（6ヶ月）	・当該事業者の社員が、岐阜県山県市が発注した配水ポンプ制御盤の更新工事の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 〈企業団基準§2-1、別表3-3-ｴ〉